



利尻富士町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

利尻富士町教育委員会

利尻富士町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 目次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 本町の現状（時間外在校等時間の状況）

2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 時間外在校等時間に関する目標
 - (2) ワーク・ライフ・バランス等に関する目標

3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・・・ 4～9
 - (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
 - (2) 計画期間中の重点的な取り組み内容
 - (3) 在校等時間の適切な管理と休日の確保
 - (4) 健康確保措置の徹底（専門機関との連携強化）
 - (5) 教育職員の意識の変容を促す取り組み

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて・・・・・・・・ 10

6. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担の増大といった課題は依然として見られ、全国的な教員不足の状況も相まって、学校現場を取り巻く環境は厳しさを増している。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。

町教育委員会では、教育職員の業務量を適切に管理し、健康の確保に向けた措置を計画的に講ずることにより、教育職員が心身ともに良好な状態で勤務し、専門性を高めながら教育活動に専念できる環境づくりを進める。本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、改正後の給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 本町の現状（時間外在校等時間の状況）

本町では出退勤管理システムにより、教職員の在校等時間を客観的に計測・公表している。令和5年4月から令和7年12月までの毎月の状況は以下の通りである。

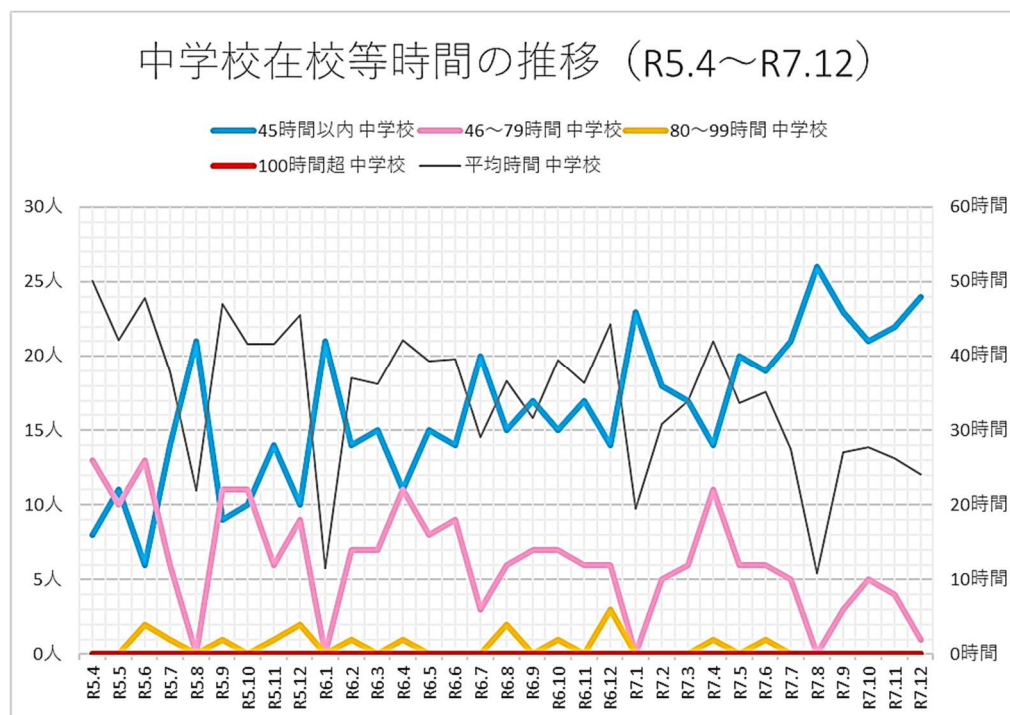
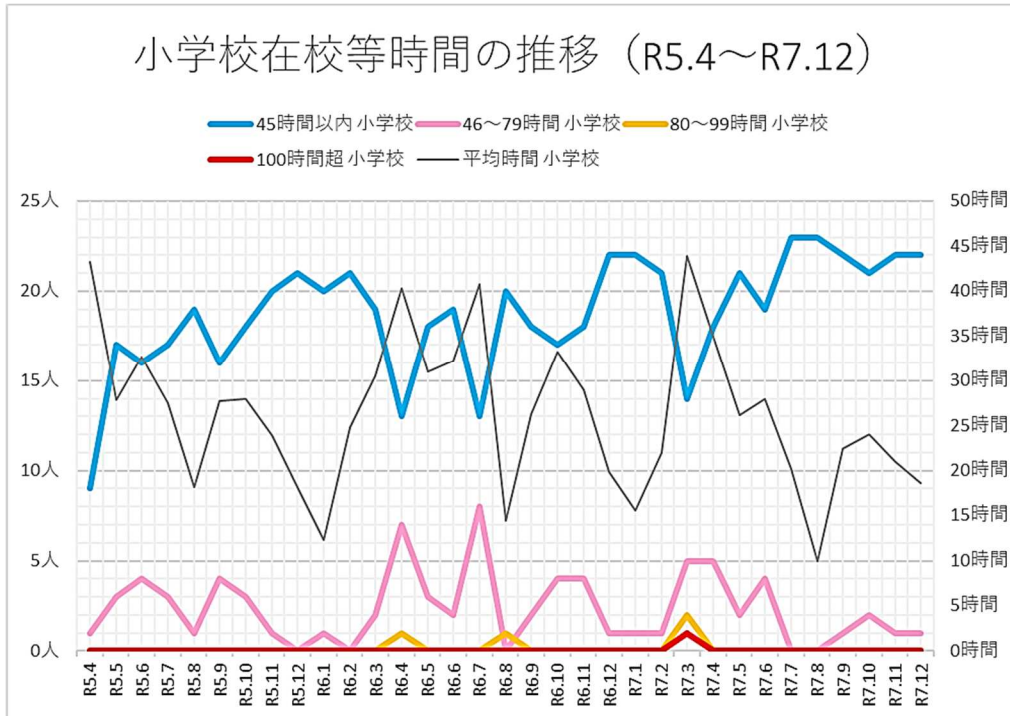
【利尻富士町立小中学校 月別時間外在校等時間・人数内訳一覧】 町HP公表データより

年度・月	校種	45 時間以内	46～79 時間	80～99 時間	100 時間超	平均時間
R5.4	小 / 中	9 / 8	1 / 13	0 / 0	0 / 0	43.3 / 50.1
R5.5	小 / 中	17 / 11	3 / 10	0 / 0	0 / 0	27.8 / 42.2
R5.6	小 / 中	16 / 6	4 / 13	0 / 2	0 / 0	32.7 / 47.9
R5.7	小 / 中	17 / 14	3 / 6	0 / 1	0 / 0	27.5 / 37.8
R5.8	小 / 中	19 / 21	1 / 0	0 / 0	0 / 0	18.2 / 21.9
R5.9	小 / 中	16 / 9	4 / 11	0 / 1	0 / 0	27.7 / 47.1
R5.10	小 / 中	18 / 10	3 / 11	0 / 0	0 / 0	28.0 / 41.6
R5.11	小 / 中	20 / 14	1 / 6	0 / 1	0 / 0	23.9 / 41.6

R5.12	小 / 中	21 / 10	0 / 9	0 / 2	0 / 0	18.2 / 45.6
R6.1	小 / 中	20 / 21	1 / 0	0 / 0	0 / 0	12.3 / 11.5
R6.2	小 / 中	21 / 14	0 / 7	0 / 1	0 / 0	24.8 / 37.1
R6.3	小 / 中	19 / 15	2 / 7	0 / 0	0 / 0	30.5 / 36.3
R6.4	小 / 中	13 / 11	7 / 11	1 / 1	0 / 0	40.3 / 42.2
R6.5	小 / 中	18 / 15	3 / 8	0 / 0	0 / 0	31.0 / 39.3
R6.6	小 / 中	19 / 14	2 / 9	0 / 0	0 / 0	32.2 / 39.6
R6.7	小 / 中	13 / 20	8 / 3	0 / 0	0 / 0	40.8 / 29.1
R6.8	小 / 中	20 / 15	0 / 6	1 / 2	0 / 0	14.5 / 36.6
R6.9	小 / 中	18 / 17	2 / 7	0 / 0	0 / 0	26.3 / 31.6
R6.10	小 / 中	17 / 15	4 / 7	0 / 1	0 / 0	33.2 / 39.5
R6.11	小 / 中	18 / 17	4 / 6	0 / 0	0 / 0	29.0 / 36.4
R6.12	小 / 中	22 / 14	1 / 6	0 / 3	0 / 0	19.8 / 44.3
R7.1	小 / 中	22 / 23	1 / 0	0 / 0	0 / 0	15.6 / 19.5
R7.2	小 / 中	21 / 18	1 / 5	0 / 0	0 / 0	22.0 / 30.9
R7.3	小 / 中	14 / 17	5 / 6	2 / 0	1 / 0	43.9 / 34.0
R7.4	小 / 中	18 / 14	5 / 11	0 / 1	0 / 0	34.9 / 42.1
R7.5	小 / 中	21 / 20	2 / 6	0 / 0	0 / 0	26.1 / 33.7
R7.6	小 / 中	19 / 19	4 / 6	0 / 1	0 / 0	28.0 / 35.1
R7.7	小 / 中	23 / 21	0 / 5	0 / 0	0 / 0	20.2 / 27.5
R7.8	小 / 中	23 / 26	0 / 0	0 / 0	0 / 0	10.0 / 10.8
R7.9	小 / 中	22 / 23	1 / 3	0 / 0	0 / 0	22.4 / 27.0
R7.10	小 / 中	21 / 21	2 / 5	0 / 0	0 / 0	24.0 / 27.7
R7.11	小 / 中	22 / 22	1 / 4	0 / 0	0 / 0	21.0 / 26.3
R7.12	小 / 中	22 / 24	1 / 1	0 / 0	0 / 0	18.6 / 24.1

【分析と課題】

- ・ 現状： 月平均時間は概ね45時間以内に収まっているが、中学校では年度初め（R5.4）に50.1時間を記録するなど、小学校より高めに推移する月が多く見られる。ただし、令和7年度に入り相対的に平均時間数が減少してきており、これまでの取り組みの成果が表れてきている。
- ・ 課題： 季節（8月、1月）による縮減は進んでいるが、特定の月に80時間を超える職員が恒常的に発生している。特にR7.3月には小学校で100時間を超える職員が1名確認されており、特定時期の業務集中が顕著な課題である。



2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

目標項目	水準	達成期限	根拠
1 カ月 45 時間以下教職員の割合	100%	早期達成を目指す	国の指針
1 カ月時間外在校等時間の年間平均	30 時間程度	令和 11 年度末	国の指針
1 年間時間外在校等時間	360 時間以下	令和 11 年度末	国の指針
1 カ月 80 時間以上教職員の割合	0%	直ちに達成し、維持する	健康確保指針

(2) ワーク・ライフ・バランス等に関する目標

教職員の年次有給休暇の取得日数を 15 日以上とすることを目指し、ストレスチェック実施率 100%を維持する。

3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

業務の適正化の推進に当たっては、国が示した「学校と教師の業務の 3 分類」（以下、「3 分類」という。）に基づく 19 の取組の実効性を確保するため、教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取組を進める。

- ・ 教育委員会の役割

教育委員会は、働き方改革を進めるための取組を主体的に実施する。

- ・ 学校の役割

校長は、教育職員の時間外勤務の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や健康状態を的確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとする。

【学校と教師の業務の3分類と本町の取り組み内容】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務
<p>1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施</p> <p>7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画</p> <p>8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討</p> <p>9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討</p> <p>10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進</p> <p>11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進</p> <p>12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進</p> <p>13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進</p>	<p>14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応</p> <p>15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進</p> <p>16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進</p> <p>17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討</p> <p>18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進</p> <p>19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進</p>

*業務内容と取り組みの、○数字は、連動 *達成度：◎70%～、○50%～、△30%～

分類	業務内容	すでに実施している取り組み	達成度
学校以外が担うべき業務	<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>①交通安全週間における自治会による見守り、学期初めの新1年生下校のボランティアによる見守り、駐在所との情報共有</p> <p>②児童生徒指導連絡協議会（小中高、駐在所）の実施。普段からの警察との連携・情報共有</p> <p>③給食費無償化、事務職員による徴収金管理</p> <p>④学校運営協議会（CS）での協議や社会教育係が窓口となって調整。</p>	<p>△</p> <p>△</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
教師以外が積極的に参画すべき	<p>⑥調査・統計等への回答</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理</p>	<p>⑥教委事務局内での精査・選択を進めている（課題はあるものの、雑件や重要度の低い案件は、まとめるなどして周知）</p>	<p>△</p>

業務	⑧ I C T 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	⑧ 専門の民間業者への委託	◎
	⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	⑨ プールは町施設を利用。教委と施設管理部署との授業調整。	△
	⑩ 校舎の開錠・施錠		
	⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮		
	⑫ 校内清掃	⑫ 一部、支援員スタッフや公務補対応	△
	⑬ 部活動	⑬ 部活動の地域移行を重点的に推進	○
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	⑭ 給食の時間における対応	⑭ 食育指導・授業については、栄養教諭が巡回し対応	○
	⑮ 授業準備		
	⑯ 学習評価や成績処理	⑯ 校務支援システムの機能の活用や Gemini 等の研修の実施。	○
	⑰ 学校行事の準備・運営		
	⑱ 進路指導の準備		
	⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	⑲ スクールカウンセラー巡回や福祉部局（保健師等）との連携	△

(2) 計画期間中の重点的な取り組み内容

業務の分類	実施する内容（アクションプランⅢ、地域実情に基づく）	対応課題
学校以外が担うべき業務	<p>④ 学校運営協議会（CS）の活用による学校支援：学校運営協議会を核として学校支援ボランティアの派遣を一層促進する。具体的には、登下校時の見守り活動の強化、本町の基幹産業である漁業や観光分野をはじめ、技能を必要とする学習（柔道、書道、美術、郷土史など）に人材を派遣し、地域と連携した学校授業等の支援活動を推進する。</p> <p>また、小中9年間で体系的に取り組む「総合学習」について、教育委員会としてテーマや人材などのデータベースを構築する。</p>	地域資源による業務の外部化

教師以外が積極的に参画すべき業務	<p>⑥事務処理の縮減：学校に発出する調査等をさらに精査し、縮減に努める。学校への調査・統計等への回答業務を事務職員中心に実施する体制を強化する。</p>	事務処理負担の削減
	<p>⑧ICT 支援の強化：ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理について、民間企業への外部委託を通じて、教育職員の負担を軽減する。教育職員に配置しているタブレット端末を媒介に、校務の効率化や情報共有の円滑化を図る。</p>	校務効率化
	<p>⑬部活動の地域展開の加速：中学校の長時間勤務の主要因である部活動について、休日・平日の部活動の段階的な地域移行を可能な限り早期に実現する。本町では、サッカーについて、地域のサッカー協会の協力により6年度から地域移行実証事業に着手し、7年度に地域クラブ化（利尻FC）が実現している。またバドミントンについては、利尻富士町バドミントン協会と連携し、一部地域クラブとして令和7年度中に運用されている。野球についても、部活動派生ではないが、中学生主体の地域クラブ活動として運営されている。</p>	中学校の長時間勤務削減
教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	<p>⑭給食の時間における対応：給食時間は、栄養教諭の助言をもとに学級担任等が指導する学習時間であるため、その充実を図るため、教育職員向けの栄養教諭による研修などを進める。</p> <p>⑰学校行事の準備・運営：小中間や同校種間で連携・合同で準備・運営にあたるなど工夫を促す。また各学校に対し、文部科学省や道教委が提示する好事例なども参考にするなど、学校行事の精選や内容の見直しを推進するよう促す。</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応：不登校や発達検査結果の見方や分析など専門的見地からの教育職員向けの研修を進める。</p>	小中一貫教育や校種間連携
教師のコア業務の効率化	<p>校務 DX の加速：校務支援システム（C4th）等の活用を徹底し、年度当初や学期末に集中する業務（成績処理、授業準備等）の効率化を加速する。会議資料のペーパーレス化を加速化する。FAXの廃止も含む。</p>	特定時期の超過抑制

(3) 在校等時間の適切な管理と休日の確保

措置	実施する内容	対応課題
勤務時間把握	出退勤管理システムの厳正な運用：実際の時間より短い虚偽の時間を記録することがないように、サービス監督として厳正に管理する。	長時間勤務の正確な把握
超過勤務抑制	超過勤務教職員への指導強化：超過勤務が45時間を超えた教職員が発生した学校には、翌月直ちに校長へ改善計画の提出を求め、業務の平準化を徹底する。	超過時間の確実な解消
勤務時間外の留守番電話の活用	学校にすでに導入・設置している留守番電話を活用し、勤務時間外は機械対応とすることで、教育職員が勤務時間と休息時間の区別が図られるようにする。	
学校閉庁日の平準化	学校閉庁日の目標設定：夏季・冬季10日間以上の閉庁日取得を全学校で実施し、年次有給休暇の取得（目標15日以上）を促進する。 R6：夏季9～10日、冬季9日、R7：夏季10～11日、冬季10日	休暇取得の促進と平準化

(4) 健康確保措置の徹底

措置	実施する内容	対応課題
面接指導の確実な実施	1カ月時間外在校等時間が45時間超過者に対しては、校長による業務改善指導を実施する。連続して80時間を超えた教育職員に対しては、医師等による面接指導を実施するなど、結果に基づき業務削減の措置を講じる。	重度超過の防止
メンタルヘルス支援の強化（専門機関との連携）	SC（スクールカウンセラー）巡回事業の強化：既存のSC巡回事業を継続・充実させ、教職員のメンタルヘルスに関する相談体制を強化（全職員を対象とした年1回のカウンセリング機会の設定）し、早期の状況把握と対応に努める。	メンタルヘルス支援の充実
	北海道医療大学との連携による見通し：令和7年9月に連携協定を締結した北海道医療大学と連携し、組織的な職場環境改善のための専門的な研修・助言を受ける体制を構築する。これにより、教職員のストレス状況の客観的な分析、および組織的サポートの質を向上させることを目指す。	専門性向上と環境改善
ストレスチェック	ストレスチェックの実施率100%を維持し、集団分析結果に基づく職場環境改善を校長と連携して推進する。	職場環境の改善

(5) 教育職員の意識の変容を促す取り組み

措置	実施する内容	対応課題
働き方改革の意識を高める取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を進めている事例を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。 ・学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を指導する。 ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映させる。 ・管理職を含む教育職員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。 ・教育職員がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、主体的に取り組むことができる環境づくりを推進する。 	教育職員の意識の変容を促す
教頭の業務縮減	<p>学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、業務の整理・見直しを進めるとともに、業務分担の見直し等により、負担軽減を図る。</p> <p>とくに、新任や異動1年目の教頭については、教育委員会や校長・教頭会、事務職員によるサポートをしていく。</p>	教頭業務の負担軽減
教育職員が担う業務の適正化	<p>各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。</p> <p>当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。</p>	

5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて

- ・総合教育会議による進捗管理：本計画の着実な実行を図るため、定例の教育委員会および総合教育会議において、計画の実施状況や時間外在校等時間の状況を定期的に報告し、町長部局との連携を図りつつ、取り組みの更なる改善につなげる。
- ・地域・保護者との連携強化：学校運営協議会や広報活動を通じ、保護者や地域住民に対し、部活動の地域移行や学校の業務見直しについて積極的に周知・広報を行い、理解と協力を得ながら、学校・家庭・地域・行政が連携・協働して働き方改革を推進する。
- ・教育職員に対する定期的なアンケート等の実施：本計画については、素案段階において教育職員向けのアンケートを実施している。計画に対する適切な意見については、計画期間中の取り組み内容にも反映させており、今後も計画を進めるにあたり意見等を求めより良い内容となるよう改訂していく。
- ・公表：本計画は、策定後速やかに公表し、計画の実施状況および時間外在校等時間の状況を毎年度公表する。

6. おわりに

本計画に基づく取組を着実に進めていくためには、教育委員会と学校がそれぞれの役割を果たすとともに、保護者や地域の理解と協力を得ながら、学校を取り巻く関係者が一体となって進めていくことが重要である。教育委員会においては、各学校の実情を踏まえつつ、業務量の適切な管理と健康確保に向けた取組の状況を継続的に把握し、必要な支援や改善を行っていく。

また、社会情勢や学校を取り巻く環境は今後も変化していくことが見込まれることから、本計画については、取組の進捗状況や課題を検証しながら、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるよう努める。

教育職員一人一人が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮し、子どもたちに向き合う時間を確保できる環境を整えていくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながる重要な取組である。本町教育委員会としては、今後も学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立が図られるよう、関係者と連携しながら取組を進めていく。

本計画の進捗を適宜検証し、必要に応じて見直しを行いながら、教職員が情熱を持って子どもたちに向き合える環境づくりを推進する。